

～ 「高・清フレンドリー古道」 ～

第3巻 - V部

(烏川不動滝界隈別当)

旧日月寺 [塔中本先達] に残る遺品等

## 1. (岩根沢) 旧日月寺の別当清川坊に係ること

まずは井場英雄著「岩根沢ものがたり」118頁から抜粋します。「一・・日月寺はご本坊として敬われ、宿坊に関する一切を取り仕切った。各坊の壇中の配分、祈祷、配札、登拝者の先導・先達、冬期における檀家廻りの世話、取り締まりまで、強いて言えば、各宿坊に対しては、生殺与奪の権をも持っていたのである。・・一」と書かれています。いわば日月寺は全体の指揮監督の最高権限者（経営者・社長）となって、別当（今でいう現場代理人——建設現場において経営者の代理として責任を負う立場、あるいは、今でいう統括管理責任者）は、諸祭祀・祭儀を統括する実務（事務局業務）を執行し、各宿坊はその指揮を受けて、道者接待の現場対応を行ったということだろう。

その1；内藤正敏著「修験道の精神宇宙」（青弓社）73頁次のような一説がある。「一・・烏川の上流に烏川不動尊が祀られている。岩根沢の日月寺（現出羽三山神社摂社 岩根沢神社）の<sup>(※)</sup>塔

中本先達の清川坊が別当をしており、現在も当主の清川（正しくは古澤）栄一氏は毎年六月十八日（正しくは十七日）に赤飯をお供えに行っている。・・一」

（※）ここでいう塔中（塔頭）とは、旧日月寺（あるいは歴代住職）に代々に渡って仕えて来た筆頭職立場の別当であったという意味合いであろう。

その2；また、井場英雄著「岩根沢ものがたり」23頁以降に次のような一説がある。「一<sup>(P23)</sup>現に私宅などにも厨子に安置された大日如来像一体と、不動明王像の他に小さな弘法大師像などが伝わっている。保存されているという家には必ずと言っていいほどに不動明王像があるし、また、日月寺で廃仏とした中にあった不動尊はしかも丈六の不動だったという。・・・<sup>(P25)</sup>不動滝は烏川の上流にあり、参拝の場所に登るには、岩を伝わり、水を横切らなければならず、何時の時に奉納されたのか、金梯子などもあった。・・・<sup>(P26)</sup>毎年六月十七日、清川坊こと古澤（正しくは古澤）栄一氏によって祭礼が行われる。・・一」

## 2. 当清川坊に伝わるゆかりの品・遺物

その1；前記二つの著書に記述されている清川坊が保存して来た遺品の状態を図(表)-1・2に記載する。2022(令和4)年10月4日（火）、西川町本道寺の布施範行さんの案内を賜り、清川坊は苗字を古澤さんと言うが、岩根沢のご自宅を訪ねて取材を行って来た。聞き取りや残っている関係史料・資料などによると、**清川坊こと古澤家は代々旧日月寺に仕え、奥の院不動滝の別当として祭祀を中心的に行って来た。**合せて、烏川・清川行人小屋の管理人や三山講元、清川御所王子社（五所皇子稻荷神社）の社守、岩根沢口三山先達の肩書を持っていた家系である。端的にいうと烏川上流域の祭祀・祭儀を司る別当、すなわち清川別当であり、明治から昭和期にかけても、今は故人となられた古澤榮次郎さんが担って来た。数々の遺品・伝承品は**塔中本先達の別当職**——旧日月寺住職の補佐役、あるいは、里先達・山先達兼務の今でいう現場代理人という立場——を裏付けるものであり、快く写真撮影に預かったので承諾を得て一部を記載する。なお、清川坊はお客様（道者）を泊めた訳ではなく、別当職に専属していたということである。



図(表)-1

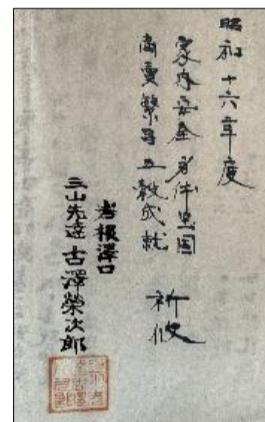
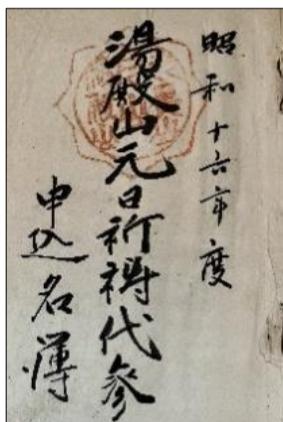


図-2 a

図-2 b

図-2 c

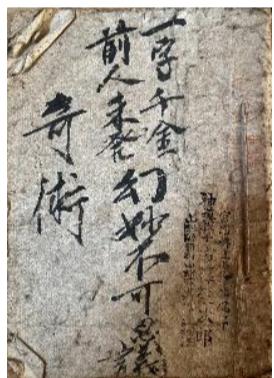


図-2 d

図-2 e

図-2 f

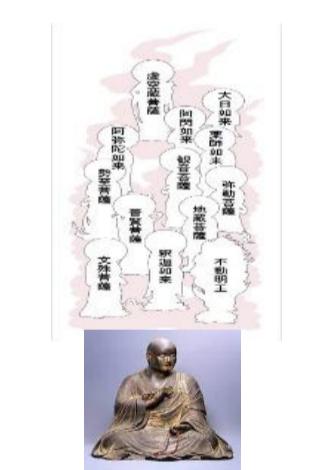


図-2 g

図-2 h

図-2 i

図-2 j



図-2 k

図-2 l

図-2 m

図-2 n

図-2 o



図-2p



図-2q



図-2r



図-2s



図-2t

家内安全所願成就  
養蚕安全  
大漁安全  
?



図-2u



図-2v

神道教師之印



図-2w

社司之印



図-2x

まずはこの中で図-2aに着目する。天台宗旧日月寺の別当を務めていたが、湯殿山の祈祷札を操っていたということである。

明治の神仏分離を受けて、道者の数が激減する情勢下、やがては烏川小屋を取り壊し、この不動尊および関連施設・設備も撤去、回収したはずである。あれだけ、衆目と熱い信仰を集めた当該不動尊はどこに行ったのだろうか。旧日月寺に聞くのが一番適切であろうから、2022(R)年10月初旬、岩根沢三山神社（旧日月寺）宮司に聞いた処“別当であった清川坊が聞いてください”との話があった。図-2rの不動明王は不動滝に祀っていたものではないかと尋ねたが、これは購入したものであり、比較的新しいものであるとのことである。結局、烏川不動滝に崇め祀ったとされる不動尊の行き先は不明である。いやいや、烏川不動滝不動尊は里から持ち込んだのではなく、別記したとおりに不動滝に現れている人面（人相）岩そのものを指したのかもしれない。

残存しているものの全体的な印象は明治から昭和期にかけての物の様ではあるが、代々、取替・更新を図って来たのだろう、まさに神仏混淆そのもの匂いがする所有物である。天台と真言の仏々混淆の濃厚さを今に残す遺品である。TPO（時処位）を弁えて、神仏（かみ・ほとけ）と宗派を上手に使い分けて、お客様の信仰心の高揚感をくすぐり、喜捨寄進、御賽銭を沢山頂戴する算段を工面したことだろうか。

不動明王像は宿坊を営んでいたほとんどが持つて（祀つて）いたというが、古澤家においては別当職が故の遺品が多いと思われる。いずれにしても、よくぞ保存して来たとものと感服致す。

その2；図-2 o関連～参考的に図-3は

「<http://rokumeibunko.com/chizu/note/hoin/hoin001.html>」より拝借したものである。図-3 aは清水寺（群馬県高崎市）、図-3 bは久米寺（奈良県橿原市）のものとある。

宝珠が3つあるのは、日月星の三光、あるいは、天地人の三才を表しており、また、中央が天皇玉女、右は色星玉女、左が多願玉女と呼ばれているとのことである。

その3；その1における個別（図-2）について、その要点説明を以下の図(表)-4に記述する。大沼の理解であり一部に正確性を欠く点もあるかもしれないご容赦賜りたい、奥深いものがあり、さらなる研究の余地があると思っている。



図-3 a

図-3 b

図-2 a	三山先達として、湯殿山元日祈祷の代参申込者の名簿を取りまとめた証である。	
図-2 b	五所皇子稻荷神社の社守として、太鼓奉納者の名簿を取りまとめた証である。	
図-2 c	易学（易経）を勉強した参考書	加持祈祷の驗力を高めるために勉強、自己研鑽に資する参考図書であろう。
図-2 d	奇術を勉強した参考書	
図-2 e	鳥川・清川の行人小屋に荷物を運んだ時の預帳「諸物品扣帳」と、運搬に係った馬の鞍である。	
図-2 f	神職の持つ笏と僧侶の持つ数珠、古澤家はある時は神職、ある時は僧侶と、神仏仲介の役割を変幻自在に往来・使い分けしたのだろう。	
図-2 g	祭壇にある聖観音菩薩座像、かなり古いものと見られる。	
図-2 h	祭壇にある十三仏の掛け軸、弘法大師を描いてあるので特注したものだろう。右図は分かり易いように、東京都台東区の仏壇屋 滝田商店のホームページより拝借したものである。	
図-2 i	祭壇にある不動三尊、不動明王を中心にして、左脇侍（向かって右）に矜羯羅童子、右脇侍に制多迦童子。いかにも、特注の手作り感がある。	
図-2 j	出羽三山の印版である。捺印した印字は向かって右から羽黒山、月山、湯殿山である。	
図-2 k	月山の根元にある清川行人小屋に泊まった人に授けた祈祷札に係る版木であろう。	
図-2 l	五所皇子稻荷神社に参拝した人に授けた祈祷札に係る版木であろう。	
図-2 m	湯殿山に参拝した人に授けた祈祷札に係る版木であろう。	
図-2 n	鳥川不動滝を描いた掛け軸である。	
図-2 o	「三宝如意宝珠」あるいは「三鏡宝珠」ともいい、人間の願い通りに宝を出すと云われる珠のこと。密教と稻荷信仰が習合して使われたとされる。五所皇子稻荷神社参詣者へ配る祈祷札への押印に使用したのか、また、湯殿山信仰と結び付いている証の一つか。	
図-2 p	不動滝に掛けていたと伝わる鉄製梯子（片側3.1m）で、回収し保存している。なお、今となっては後記する滝のどの場所なのかは不明とのこと。	
図-2 q	出羽三山が発行した先達許認（任命）の印としての櫛（タスキ）なのか。	

図－2r	祭壇にある不動明王（台座高さ約15cm、本体高さ約80cm）、よく見ると元々は赤身かがった色合いだったのか、埃を被っていないので一見新しく見えるが、凝視するに相応の年数ものと見受けした。鳥川あるいは清川の小屋に祀っていたのか、それとも、不動滝に祀っていたのかもしれないが、果たして真相は?!	
図－2s	清川行人小屋先の五所皇子稻荷神社に祀っていた（実際は小屋の中か?）と伝わるお稻荷様像である。かなりの年代ものである。	
図－2t 図－2u	こちら（旧日月寺、岩根沢宿坊）に来た道者（参拝客）に提供する（※）神札、護摩札、祈祷札への押印、あるいは、旦那場廻り（檀廻／信仰心を高める翌年の布教活動、誘客営業活動）において、持参するそれらやお土産を包む「のし（熨斗）」等に押印するための版木であろう。	
図－2v	前記同様趣旨の印章であろう。神仏分離（明治）以降の旧日月寺が岩根沢三山神社に転換した以降に使ったように見える。	残存物は新しいが、消耗品であるが故に取替・更新されて来たものだろう。
図－2w	前記同様趣旨の印章であろう。神仏分離以前の御所王子稻荷神社対応で使用したように見える。	
図－2x	御稻荷様（稻荷神社）の版木であろう。	

図(表)－4

(※) 神札（守札）とは、神社やお寺に参拝した時に、参詣人の求めに応じて社寺から授与される神仏御靈が宿ったお札をいう。

護摩札とは、密教の修法である護摩の際に、祈願者が願い事を書いた紙や木で、先方に渡すものという。

祈祷札とは、護摩祈祷によって加持された（祈祷を受けた）証として、先方から授与される神札や神符をいう。

その4；図－2v・図－2wのような印章の文字は篆書体（中国漢字のもっとも古い書体）といい、この文字の読み方については、村山民族学会の市村幸夫氏からお手伝いして貰ったものである。市村さんから教えて貰い初めて知った。このように活字を貰えれば、活字を入れてネット上検索ソフトで見られる（逆引き？）が、そうでなければ皆目見当は付かなかった。

その5；さて、「神道教師之印」中の“教師”と、「社司之印」中の“社司”的言葉使い（文字）について、双方神に仕え、社務を執る者、神職、神官などを意味するという。ネットや複数のAIで探った処、双方共に明治政府勅令で設けられた職名（身分の名称）として使われた（制定された）とある。一方で、後者は古くから使われて来た言葉とされる。したがって、特に後者について明治に制定したという表現は、長年に亘る風習・伝統の中で使われて来た言葉「社司」を法令（条文）上で採用したということだろう。「社司」は、すなわち、神社（神）に仕える、の意味であり、「社守」、すなわち、神社（神）を守るにも共通する。

両方共に神職の範疇であるが、単純化すれば「神道教師」は新しく、「社司」はより古い言葉であろうということから、前者は神仏分離（明治）以降の旧日月寺が岩根沢三山神社に転換した以後に、神札等に使ったように見え、後者は神仏分離以前の御所王子稻荷神社対応で使用したように見える。いずれにしても、“この神札は、当該神社の神の力添え（神の魂、神靈、神威）を宿したものであることをここに押印を以って誓約する”と言う印（証文）ということだろう。

(end)